

信頼性の向上に関するWGにおけるこれまでの議論について

平成25年8月29日

信頼WG主査 山内直人

信頼性の向上に関するワーキング・グループは、第1回を本年7月17日、第2回を8月19日に開催し、NPO等の信頼性を向上させるための方策について議論。これまでの主な議論の内容と方向性を整理すると以下のとおり。

信頼性の向上に向けた対応の視点

信頼性に係る課題

- ・信頼性の向上に関する課題として、資金管理の不透明性に由来する不信感やデータベースの利便性が低いことなどにより、NPO等の活動情報や財務情報が伝わりにくいといったことが指摘されている
- ・基本情報の提供が不十分な状況では、NPO等の活動内容を評価することが困難となり、市民が寄附をする際、信頼できる団体なのか判断が難しくなるだけでなく、全体としての評価も下げることとなる。
- ・本WGにおいては、NPO法人の議論にとどまらず、一般社団・財団法人など、非営利セクター全体を念頭において議論を行うことが重要である。

信頼性の向上に向けた対応の方向性

- ・NPO等に関して、寄附者にとって分かりやすい情報提供に努めるとともに、基礎情報や閲覧情報などの行政が保有する情報へのアクセス環境を改善する。同時に、活動実績がない又は連絡がつかないいわゆる休眠法人や、信頼を毀損する団体への実効性ある対処を検討し、社会的信用力を高めていく。

共助社会づくりの担い手全体の信頼性に係る論点

情報開示の考え方と課題

- ・共助社会づくりのためには、より多くの人々の共感、信頼、協力が必要となる。情報公開によって、必ずしも寄附やボランティアが増えるわけではないが、情報公開は、寄附を集める際のマナーや礼儀のようなものと捉えることができ、いわばマイナス（信頼がない状態）をゼロにする取組である。
- ・株式会社が市場から資金調達をする際に厳格な情報公開を義務付けられているところ、一定以上の活動規模のNPO等においても、適切な情報開示が求められるべきである。

- ・しかし、実態としては、情報開示が進まないことで、NPO等に係る理解等が進まず、どういう思いで、どういった方が、どの団体に、どの程度の寄附をしているのかといった相場観が市民の間で醸成されていない。

情報開示のあり方

- ・寄附者が情報開示に期待していることは、団体のミッションや活動内容であり、詳細な財務情報にはそれほど重きが置かれていない。そのため、NPO法人や公益社団・財団法人等自らが行う情報公開に関しては、寄附者の視点に立った分かりやすい情報公開が重要である。
- ・行政が行う情報開示は公益社団・財団法人とNPO法人が別々になされており、寄附者や研究者にとって比較が困難であるため、整理されることが望ましい。また、その際、一般社団・財団法人についても希望する団体については同じシステムにおいて公開されることが望ましい。

NPO法人の信頼性に係る論点

寄附者にとってわかりやすい情報の提供

- ・行政による情報公開は、法律上の義務を果たすための公開であり、必ずしも寄附を出す側を意識しているとは言い難い情報公開となっている。当該団体が実施している事業内容と活動に要した費用の整合がとれているかは重要であるものの、寄附者の視点に沿った情報開示も重要である。
- ・特に、NPO法人にとって提出義務のある事業報告書については、事業の実施体制や組織体制が記載されることを前提としていない様式例が多く、所轄庁から提示されており、NPO法人もそれに倣っていることが多いが、組織内部のガバナンスの適切性にもつながる報告が作成されることも重要である。
- ・また、採用されている会計基準にバラつきが見られるため、比較のためにも、統一された会計基準において、計算書類が作成されることが望ましい。

NPO法人会計基準の普及等

- ・現在、最も望ましいとされているNPO法人会計基準は、平成24年度分の事業報告書から採用され始めたところであり、現状では団体が採用している会計基準や、会計情報の正確性にバラつきがあるため、NPO法人会計基準の普及に向け、団体の規模等に応じた支援を実施していく必要がある。
- ・小規模法人の負担に配慮する必要があるが、NPO法人会計基準では、小規模なNPO法人に配慮したパターンも例示しており、正しく伝えていくことが重要である。

- ・会計基準の普及に当たっては、「収支計算書」から「活動計算書」への移行に伴う会計処理に苦慮している比較的小さな規模のNPO法人を対象として、エクセルソフトで書類作成ができるNPO法人会計基準に準じた書類作成システムを開発し、書類作成の支援を開始した島根県の例など、先進的な取組を共有していく。
- ・団体間の財務情報の比較を容易にするためにも、NPO法人会計基準の普及は重要であり、事業報告書等の会計情報の作成に携わる税理士や公認会計士の協力を求めていくことが必要である。特に、一定以上の規模のNPO法人に関しては、監査を求めていくべきとの指摘もあった。

情報基盤の整備

- ・現在、NPO法人は、行政を含め様々な団体が運営しているデータベースに登録するため、相当程度の重複作業が求められている。また、各種データベース間での更新日時の違いによる内容の違いが生じており、情報の信頼性も損ねている。内閣府NPO法人ポータルサイトに全国のNPO法人に関する基礎情報や義務的な提出書類が掲載されていることから、当該データベースの更新情報を利用者に自動発信する仕組み等を構築することで、これらの課題解決が可能であり、対応可能性について検討する。
- ・NPO法人ポータルサイトでは、各法人の検索結果の詳細情報画面はセキュリティの問題からURLが付されていない。そのため、詳細情報画面にリンクを貼ることができず、データベースとしての利便性を損ねており、URLを付することが望ましい。
- ・現行制度では、所轄庁への事業報告書等について、紙で提出することとされている。提出された書類はPDFに加工され、NPO法人ポータルサイトに掲載されているが、実態としては電子データで提出することが可能な法人が多いことから、電子データによる提出を基本とし、電子データによる提出が困難な場合には紙提出も認めることとすることで、PDF化等の不要の手間が省ける。
- ・エクセルファイルでデータ管理することで、ポータルサイトを閲覧する寄附者や研究者の複数団体の比較や大量データからのスクリーニングをしたいという要望も満たすことが可能であり、電子データによる情報基盤の整備を促進する必要がある。

法人への指導・監督のあり方

- ・仮にNPO法人が法令違反等の不祥事を起こした場合、メディアでは「NPO不祥事」などの見出しで、あたかもNPO全体が悪いというイメージが広まってしまう。そのため、行政としては、一部の信頼を毀損する団体に対しては厳格に対処することを検討するべきである。

- ・また、休眠法人に対する対策としては、実態としてどの程度存在するのか、強い不利益処分である認証取消も含めてどのような対応が適切であるのかを検討していく必要がある。